

荒川上流河川事務所 設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運営要領

令和3年5月24日 改訂

1. 目的

「三者会議の運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）に基づき荒川上流河川事務所 設計・施工技術連絡会議（以下「三者会議」という。）は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等の情報共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う場として開催する。

2. 対象工事

三者会議の対象工事は、以下のいずれかにあてはまる工事を対象とする。

ただし、三者会議の導入効果が少ないと判断されたものは除く。

対象工事については、工事着手前に三者会議を1回以上開催するものとする。

（対象工事）

①工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事

②概略発注工事や施工上の情報共有、意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事

3. 組織

1) 出席者の構成

三者会議は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

①発注者：副所長（技術：工事担当）、工事発注担当課長、設計担当課長、環境担当課長、当該工事担当主任監督員 等

②設計者：当該工事設計業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者 等

③受注者：当該工事の現場代理人、監理技術者（主任技術者）、担当者 等

また、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

なお、②については管理技術者が、③については現場代理人又は監理技術者（主任技術者）のどちらかが必ず出席するものとする。

2) 事務局

三者会議の事務局は、原則当該工事発注担当課等に設置するものとし、三者会議の開催、運営に関する事務を行う。

4. 三者会議の開催

1) 会議内容

三者会議は下記の内容を標準とし、必要な資料は各者が作成するものとする。

◎発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。

◎設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。

◎受注者から設計図書の照査を踏まえた現場条件または施工上の課題、設計詳細結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行う。

◎書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとし、会議の運営はプロジェクター、タブレット等を活用したペーパーレスによる開催やWEB会議等に努め、紙資料を使用する場合は必要最小限の部数で開催するものとする。

◎三者会議の内容は事務局が記録し、速やかに出席者に共有するものとする。

2) 三者会議の開催時期

- ・三者会議は、受注者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催するものとする。
- ・対象工事においては、発注者から受注者に開催日時等を通知する。
- ・対象工事以外で受注者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に要請（協議）するものとする。
- ・概略発注工事について開催する場合には、原則特記仕様書に示す詳細設計付与の時期までに開催するものとする。
- ・なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

3) 費用の負担

①三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

- ・受注者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。
- ・設計者に対する費用：原則、委託業務（随意契約）として取り扱うこととし、積算方法は②による。

②当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

- ・打合せ 主任技師 0.5 人／回、技師（A） 0.5 人／回を標準とする。
- ・旅費交通費 実費とする。

※その他原価及び一般管理費等を土木設計業務等積算基準に基づき計上する。

※その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

※委託業務（随意契約）契約手続きにあたっては、電子入札システムによる手続きを行うことを基本とする。

5. 対象工事の取扱い

平成28年4月1日以降に入札公告を行う工事の発注にあたっては、特記仕様書に下記の内容を記載し、三者会議の対象工事であることを明確にすること。

なお、施工中の工事においても、設計変更（先行承認含む）にて仕様書を変更し、対象工事とすることができるものとする。

【特記仕様書記載（対象工事）】

第〇〇条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、公共事業の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）の運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

また、対象工事以外で設計者の成果を元に発注する全ての工事にあたっては、特記仕様書に以下の内容を記載し、対象工事以外であっても開催可能であること明確にすること。

【特記仕様書記載（対象工事以外）】

第〇〇条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、受注者から「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共事業の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）の運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

6. 担当窓口

荒川上流河川事務所 工務課 工務第一係長